

# これからの税関と育成者権

会員・弁護士 外村 玲子



## 要約

育成者権に基づく税関差止申立て件数は、シャインマスカット（ブドウ）（品種登録番号第13891号）と「みはや」（カンキツ属）（品種登録番号第23722号）の2件のみです。しかし、育成者権侵害は、登録品種等の種苗、収穫物の現物が無断で持ち出されることが発端であるため、この持ち出しを防止する税関の差止申立てが極めて重要です。政府は、シャインマスカットやさくらんぼ「紅秋峰」等の無断流出を教訓とした種苗法の改正を行うと共に、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」として2030年に5兆円の輸出を目指しています。また、個人の育種家や公設試験場に代わり海外で育成者権を取得、ライセンス許諾を行う機関（育成者権管理機関）の準備が進んでいます。育成者権に基づく税関差止手続きの実効性を高めるDNA品種識別技術等が発達する中で、今後、国内だけでなく海外の税関手続きの利用も視野に入れた知的財産の保護、活用を考えます。

## 目次

- はじめに
- 農林水産省の知的財産戦略の取り組み
- 無断流出事例からの学び
- 令和2年の種苗法改正
- 関税法の規定、登録状況、差止実績
  - 種苗法及び関税法の規定
  - 輸入差止申立て登録状況
  - 輸出差止申立て登録状況
- 育成者権管理機関について
- 育成者権に基づいて税関で差止めるために
  - DNA鑑定
  - 並行輸入

## 1. はじめに

税関と育成者権、どちらも弁理士の先生方の業務全体の中で極めてニッチな分野だと思います。しかし、近年、農林水産省は、農林水産分野における知的財産マネジメント能力の向上に尽力しています。そして、輸出等海外市場を視野に入れて知的財産を創出、活用、保護することを急務とし、知財の専門家の力を必要としています。後で述べますが、令和2年の種苗法改正において、海外の種苗の持出を制限する規定が新設されました。また、育成者権管理機関という海外での育成者権活用を目的とした組織の準備が進められています（育成者権管理機関支援事業実施協議会<sup>(1)</sup>）。農林水産業は国民の食生活を支える重要な分野であるだけでなく、政府が農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とすることを目指す等<sup>(2)</sup>急速に成長する事業分野です。急速な成長に伴い、特許権、商標権等他の知的財産権の侵害品対策も重要度が増してきます。この点、育成者権も他の知的財産権と並び、関税法に基づき侵害物品の輸出・輸入を禁止することができます。育成者権の侵害の場合、アイデアや外観等から侵害となる品種を育成することはできないため、登録品種の種苗、収穫物の現物の流出が発端であり、現物の流出をス

トップするためには税関の輸出入の差止が不可欠です。知財の専門家である先生方には、これらの事業が本格的にスタートし、国や都道府県の試験場、事業者等からご相談が来る前に、育成者権に基づく税関差止手続きにご関心をもっていただければ幸いです。

## 2. 農林水産省の知的財産戦略の取り組み

農林水産省は、農林水産分野における知的財産制度の整備に一層の力を入れ、平成19年（2007年）に「農林水産省知的財産戦略」を策定した後、平成22年（2010年）「新たな農林水産省知的財産戦略」<sup>(3)</sup>、平成27年（2015年）「農林水産省知的財産戦略2020」<sup>(4)</sup>、令和3年（2021年）「農林水産省知的財産戦略2025」<sup>(5)</sup>を推し進めてきました。

直近の「農林水産省知的財産戦略2025」では、グローバル時代における知的財産の保護・活用を大きな柱の1つとしています。具体的には、①種苗法改正法により植物新品種の海外流出を防止、②我が国の品種登録審査結果の海外審査での活用、UPOV（植物の新品種の保護に関する国際条約）の共通出願システムとの連携により海外での品種登録を早期化、③新品種の知財価値の適正な評価の定着に向けた取組みの促進及び④育成者権の保護を行いやすくするための制度インフラの充実、が挙げられています。

## 3. 無断流出事例からの学び

「農林水産省知的財産戦略2025」において、植物新品種の海外流出防止が強く打ち出された背景は、ブランド農産物が海外に無断流出し、大きな損害が生じた教訓、学びがあるためです。無断流出した事案として、シャインマスカットを紹介합니다。シャインマスカットは、農研機構が開発したブドウ品種ですが、親系統である「安芸津21号」の選抜から33年、「安芸津21号」の交配試験開始から18年という長い期間を費やして開発され、この18年間に13人もの研究者が品種開発に携わって結実した知的財産です<sup>(6)</sup>。

しかし、中国・韓国に無断で流出され、以下のように日本を上回る広さの耕地で栽培されるようになりました。

海外の広大な耕地で栽培されたぶどうは、「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称で中国において販売され、「香印」を含む商標の出願（香印青提、香印翡翠）がなされています。また、日本原産として、苗木が高値で取引され、当初の流出先である中国・韓国にとどまらず、中国産、韓国産シャインマスカットはタイや香港等第三



タイ市場で発見された  
中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された  
韓国産「SHINE MUSCAT」

### 1. 流出国における生産拡大

#### ブドウ「シャインマスカット」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	53,000ha	7% (2020年推定)
韓国	1,800ha	15% (2019年)
日本	1,625ha	12% (2018年)

※2020年以降、中国全体の栽培面積の10%を占めると言われている。

[出典：農林水産省資料「改正種苗法について 令和4年3月 ～法改正の概要と留意点～」]

国の市場でも流通しています。2019年以降、韓国からのシャインマスカットの輸出量が日本からの輸出量を上回ると言われ、農林水産省は、無断流出により年100億円以上の損失（中国におけるシャインマスカットの生産量に、中国における市場出荷価格（340円/kg）と許諾料割合（出荷額の3%と想定）を乗じて算出されています。）が生じているとの試算を行いました<sup>(7)</sup>。かかる現状に照らせば、海外で適切に育成者権を取得し、流出が懸念される国や地域の税関差止めを行えば、無断流出先での産地化を食い止め、第三国へのマーケット拡大に歯止めをかけることができる有効な手段になるのではないかと考えます。

#### 4. 令和2年の種苗法改正

上述のシャインマスカットの無断流出のほか、さくらんぼ「紅秋峰」のオーストラリアにおける産地化、「レッドパール」や「章姫」といったイチゴの韓国への流出、現地での大規模な栽培、同じくイチゴの「紅ほっぺ」の中国流出など、日本のブランド農林水産物が海外で無許諾栽培・産地形成され、上述のような多大な損害が生じています。これらの教訓は、令和2年の種苗法改正で利用制限の届出制度として活かされました。育成者権の出願人は、品種登録出願時に①登録品種の種苗を持ち出す意図（出願人自身の意図）がある国（育成者権者が種苗の持ち出しを認める国）を「指定国」として指定し、②指定国以外の国への種苗の持ち出しを制限する旨の利用条件を農林水産省に届け出ること、登録品種の国外への持ち出しを制限できる（権利が消尽しないため、国外への持ち出しは育成者権侵害になります）ようになりました（種苗法第21条の2第1項第1号）<sup>(8)</sup>。他方、第三者がこのような持ち出し制限がなされていることを知らずに種苗等を輸出し、意図せず育成者権を侵害してしまう懸念があります。そのような事態を回避するために、農林水産大臣は当該品種の出願公表及び登録の公示と同時に、届出された利用条件を公示しています。また、種苗業者は、登録品種の種苗を譲渡する際に①その種苗が品種登録されている旨②海外への持ち出しに制限がある旨の表示を種苗又はその包装に付すことが義務となりました（種苗法第21条の2第5項）。

#### 5. 関税法の規定、登録状況、差止実績

このように国外への持ち出し制限の届け出がなされても、自動的に海外への持ち出しをストップできるものではなく、実際に持ち出しを制限したり、侵害品の持込を制限したりするためには、関税法に基づく差止申立てが不可欠です。

##### 5. 1 種苗法及び関税法の規定

種苗法第2条第5項は、育成者権の効力が及ぶ品種の「利用」について定義する規定ですが、種苗、収穫物及び加工品それぞれについて「輸出」（種苗の場合、種苗を外国に向けて送り出す行為<sup>(9)</sup>）及び「輸入」（種苗の場合、外国にある種苗を国内に搬入する行為）が「利用」行為に含まれています。

また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等と並んで育成者権を侵害する物品について、関税法第69条の11で輸入を禁止し、関税法第69条の2で輸出を禁止しているため、育成者権者は、輸出／輸出の差止申立てを行うことができます<sup>(10)</sup>。

##### 5. 2 輸入差止申立て登録状況

昨年度末までの育成者権に基づく輸入差止申立て件数は1件であり（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構によるシャインマスカット（ぶどう）（品種登録番号第13891号）に係る育成者権に基づく輸入差止申立て）、商標権や意匠権に基づく輸入差止申立て件数と比べ極めて低い状況です。しかし、農研機構代理人弁護士は、同差止申立てが受理されたことを通知する文書を関係団体宛てに交付し<sup>(11)</sup>、農研機構ウェブサイト<sup>(12)</sup>、農水省資料「品種登録制度と育成者権」<sup>(13)</sup>や横浜植物防疫協会ウェブサイト<sup>(14)</sup>等でも同差止申立ての受理について情報提供されたため、同育成者権に基づく差止申立ては広く知られ、高い効果が得られたのではないかと考えます。

(参考3) 輸入差止申立て件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比	構成比	新規
特許権	21	25	34	34	34	100.0%	4.6%	5
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-	0
意匠権	119	126	123	124	127	102.4%	17.3%	10
商標権	415	421	434	454	477	105.1%	64.8%	56
著作権	96	90	90	93	90	96.8%	12.2%	1
著作権隣接権	42	33	18	6	4	66.7%	0.5%	0
育成者権	1	1	1	1	1	100.0%	0.1%	0

[出典：財務省「令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」]

今年度、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構は、カンキツ属（Citrus L.）「みはや」（品種登録番号第23722号）に係る育成者権に基づく輸入差止申立てを行いました。今後、育成者権管理機関が実現すれば日本への逆輸入を防ぐため、育成者権に基づく差止申立て件数が伸びることが期待されます。

過去の事例として、平成15年12月にいぐさ「ひのみどり」の育成者権者である熊本県が、関税定率法に基づく輸入差止を、長崎税関を窓口として全国の9税関に申立てた例があります。平成16年12月、長崎税関八代税関支署は中国産「ひのみどり」のいぐさ860袋（約8788kg）を発見・摘発し、長崎税関八代税関支署は、熊本県内の豊表製造販売会社社長を、関税法違反（輸入禁制品の輸入未遂）容疑で熊本地方検察庁へ告発し、熊本地裁は会社に罰金100万円、会社社長に懲役1年6月、執行猶予4年の有罪判決を言い渡しました<sup>(15)</sup>。

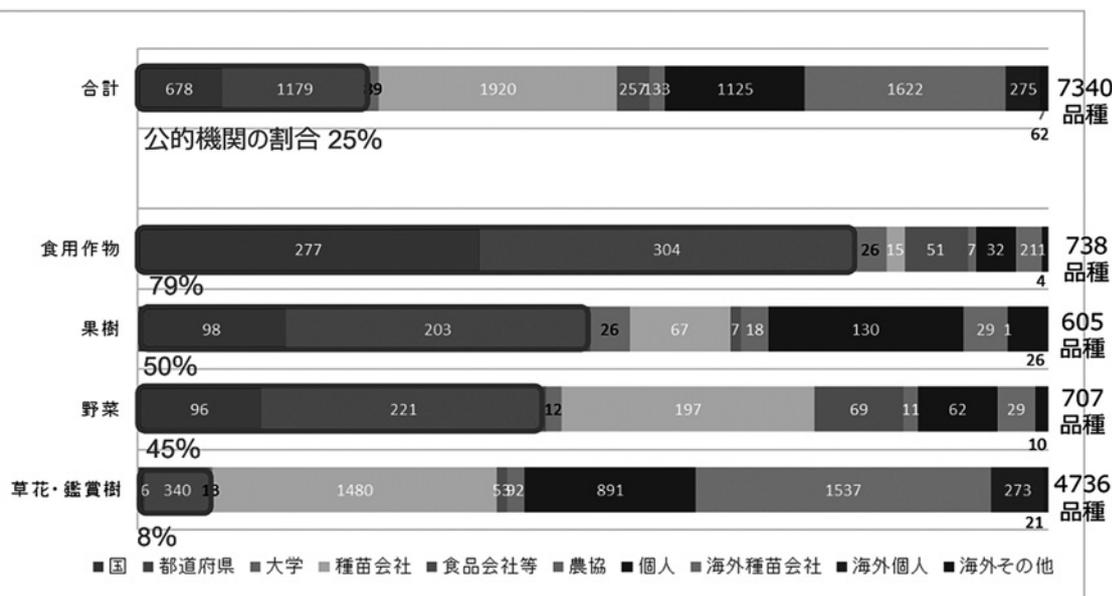
5.3 輸出差止申立て登録状況

令和5年度の輸出差止申立て件数と輸入差止申立て件数を比較すると、輸出差止申立て件数は圧倒的に少ない状況です<sup>(16)</sup>。しかし、育成者権侵害の場合、輸出差止申立てが重要です。なぜなら、品種開発、品種改良は、様々な性質のものの中から目的に合ったものを選び出したり、性質の異なる品種同士を交配すること、両親の良い特徴を合わせもったものを見つけ出す方法等から実現されるものです。アイデア（例えば、特定の病気に強い品種や高温の気候に耐性が高い品種等）や外観（例えば、七色のバラや星型のリンゴ）を見ただけで侵害品を作ることはできません。そのため、育成者権の侵害は、登録品種等の種苗、収穫物の現物が無断で持ち出され、流出することが発端です。現物の流出を防止することができる輸出差止は、育成者権侵害の防止に極めて有効です。

6. 育成者権管理機関について

育成者権の税関差止め的重要性が増す理由として、育成者権管理機関の設立があります。育成者権管理機関の設立は、育成者権者に代わり、専任的に育成者権等の知的財産権を管理・保護することにより、優良な品種の海外流出を防止するとともに、国内農業振興や輸出拡大実行戦略と整合する形で育成者権を活用し、その許諾料を新品種の開発に還元できる仕組みを構築するための取組みです。育成者権管理機関が設立される背景として、海外における育成者権の活用、保護の難しさがあります。すなわち、令和2年度末で権利存続中の品種数は7340品種であり、そのうち約26%を種苗会社が保有するものの、約25%を公的機関、約15%を個人が保有しており、公的機関等や個人では、登録品種の適切な管理や侵害対策の徹底が難しいとされています<sup>(17)</sup>。育成者権管理機関には、個人の育種家や公的機関に代わり、海外で育成者権を取得し、現地パートナーとライセンス契約を締結する役割が期待されています。

・現在権利存続中の品種数は7,340品種（令和2年度末）。  
 ・作物別に見た場合、農業上重要な食用作物※や果樹では、公的機関の開発した品種が大きな割合を占めている。  
 ※稲、麦類、豆類、雑穀類などの穀物（観賞用、野菜用を除く）、かんしょ、ばれいしょ等のいも類



〔出典 農林水産省資料「品種登録制度をめぐる情勢」〕

## 7. 育成者権に基づいて税関で差止めるために

育成者権管理機関が発足し、ライセンス契約に基づく海外における栽培が進むと同時に、海外の産地から許諾をうけていない種苗や収穫物が流出するリスクが高まります。育成者権に基づく税関の差止申立ての特色は、以下のとおりです。

### 7. 1 DNA 鑑定

税関における輸出入差止申立手続きに際し、侵害の事実を疎明するための資料を税関に提出します。育成者権に基づく差止申立ての場合、①真正品の DNA 鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略できます。）及び②侵害すると認める物品を入手している場合には、その DNA 鑑定書が必要となります<sup>(18)</sup>。なお、提出された上記①及び②の DNA 鑑定書について、税関が農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求め、その結果、鑑定方法等が適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないとされています。

この点、農研機構により、果樹（リンゴ、ブドウ、カンキツ）および茶の品種を迅速かつ正確に識別できる技術が確立されました。農研機構は、茶 44 品種・系統、リンゴ 47 品種・系統、ブドウ果実 24 品種、カンキツ 12 品種の果実に「あすみ」「みはや」「璃の香」「あすき」を追加した DNA 品種判別技術を公開しています<sup>(19)</sup>。

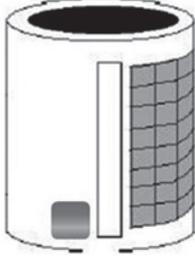
商標権等に基づく輸入差止申立て手続きでは、見本検査（認定手続が執られた貨物について、一定条件の下、権利者に見本の分解検査等を認める制度です。）（関税法第 69 条の 16）が可能であるため、権利者は、自分で疑義貨物を検査することができます。しかし、育成者権に基づく差止申立ての場合、見本検査が認められていないため、税関職員が DNA 検査キットを用いてスムーズな判断ができることが期待されています。この点、香酸カンキツの品種識別技術について、SNP（一塩基多型 single nucleotide polymorphism）品種識別技術を基に SNP マーカーが開発されたという報告があります。同報告書では、迅速な検査が求められる税関などの検査現場に利用できる実用技術であることがうたわれています<sup>(20)</sup>。

また、権利者は、税関における輸出入差止申立てをするために、識別ポイントに係る資料（識別ポイントとは、税関が侵害疑義物品を発見するための参考となるポイントです。）を提出します。商標権に基づく差止申立ての場合、

以下のように真正商品（権利者製品）と侵害品との判別方法を説明します。

**2. 真正商品（権利者製品）と侵害品との判別方法**

以下に示した真正商品の特徴のいずれかを欠くものは侵害品である。

真正商品	侵害品
<p>①識別シール 持ち手の下部の付根近くに、真正商品であることを示すホログラムシールが貼り付けられている。</p> 	<p>ホログラムシールが貼り付けられていないものや異なるシールが貼り付けられているものは侵害品である。</p>

[出典：税関ウェブサイト <https://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/tokkyo2.pdf>]

これに対し、育成者権に基づく差止申立ての場合、例えばシャインマスカット（ぶどう）（品種登録番号第13891号）の差止申立ては、輸入される疑義貨物（シャインマスカットと称されるブドウ）は全て侵害品という前提であるため、識別ポイントは、真正のシャインマスカットと、シャインマスカットと似た他の品種のブドウを識別するポイントを説明する内容となっています。

**7. 2 並行輸入**

特許権、商標権等の場合、並行輸入品等は知的財産侵害物品に当たらないため輸入が認められます<sup>(21)</sup>。これらは、BBS 事件最高裁判決<sup>(22)</sup>やフレッドペリー事件最高裁判決<sup>(23)</sup>の判断に基づくものですが、育成者権の並行輸入に関する裁判例はないため、同裁判例を参考に検討することになります。現在は海外への登録品種の種苗等を輸出する行為とともに日本へ逆輸入する行為の適法性は、以下のように整理されています<sup>(24)</sup>。

- (1) 日本国内で育成者権者に無断で増殖した登録品種の種苗は、権利消尽していないため、当該種苗を海外に輸出する行為は、育成者権者の許諾が必要であり、無断で輸出された場合、同種苗を用いて得られた収穫物を日本に無断で逆輸入する行為は、日本の育成者権を侵害し違法である。
- (2) 日本国内で育成者権者等から適法に購入した登録品種の種苗であっても、当該品種を「登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国」に輸出する行為は、権利消尽の例外として、育成者権者の許諾が必要である。育成者権者に無断で種苗が「登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国」に輸出され、当該外国で当該種苗を用いてえられた収穫物を、育成者権者に無断で逆輸入する行為は、育成者権を侵害し違法である。
- (3) 日本国内で適法に育成者権者等から購入した登録品種の種苗を「登録品種につき品種の育成に関する保護を認め」る国に輸出する行為は、種苗法 21 条の 2 第 1 項第 1 号の輸出制限に係る届出がなされている場合を除き、権利消尽の原則にしたがい、育成者権者の承諾は不要である。しかし、当該外国で当該種苗が無断で増殖され、その増殖された種苗を用いて得られた収穫物を日本に育成者権者に無断で逆輸入する行為は、たとえ当該育成者権者が当該外国で育成者権を取得していないために当該外国では違法ではないとしても、日本における育成者権の侵害となると解するべきである。

今後、育成者権管理機関の事業が始まった場合、同機関が海外で育成者権を取得して海外でライセンス許諾した種苗から得られた収穫物・加工品が日本に輸入される場合に、育成者権侵害に該当するか、また、同機関が海外で

ライセンス許諾した種苗が無断増殖（ライセンス許諾を受けた範囲を超えて増殖）された場合の種苗・収穫物・加工品がライセンス許諾の範囲の種苗から得られた収穫物・加工品と識別できるのか、また、税関の差止の実効性をいかに高めるかは、今後議論を深めたいところです。これらの議論と共に、外国の税関での輸出・輸入差止申立て（育成者権管理機関が許諾していない地域への流出を止める等）を活用することも議論できればと考えます。

以上

(注)

- (1) 農研機構ウェブサイト ([https://www.naro.go.jp/publicity\\_report/press/laboratory/naro/157751.html](https://www.naro.go.jp/publicity_report/press/laboratory/naro/157751.html))
- (2) 農林水産省資料「今後の更なる輸出拡大に向けた取組方向」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku\\_kisei\\_kaigi/dai7/siryou2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai7/siryou2.pdf)
- (3) 農林水産省 深井宏「農林水産省の知的財産戦略について」パテント 2008 Vol.61 No.9
- (4) 農林水産省資料「農林水産省知的財産戦略 2020～そのポイント～」  
([https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_senryaku/pdf/senryaku\\_point.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/pdf/senryaku_point.pdf))
- (5) 農林水産省資料令和 3 年 4 月 30 日「農林水産省知的財産戦略 2025～農林水産・食品分野の知的財産の創出・保護・活用に向けて～」([https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_senryaku/attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/attach/pdf/index-25.pdf))
- (6) 農林水産省資料「改正種苗法について 令和 4 年 3 月 ～法改正の概要と留意点～」4 頁  
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyuhou/attach/pdf/index-18.pdf>)
- (7) 農林水産省資料 ([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/export\\_caravan-17.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/export_caravan-17.pdf))
- (8) 農林水産省食料産業局知的財産課種苗室令和 3 年 4 月 1 日版「利用制限届出の手引き」  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-36.pdf>
- (9) 農林水産省輸出・国際局知的財産課「逐条解説 種苗法 改訂版」13 頁
- (10) 育成者権に基づく差止申立て手続きに関する資料  
[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/20190725kaisairei\\_C5840ikusei.pdf](https://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/20190725kaisairei_C5840ikusei.pdf)
- (11) 農研機構代理弁護士から関係団体宛ての通知書が広く送付されたこと  
([https://japan-retail.or.jp/kouri/wp-content/themes/bones\\_theme\\_kouri/pdf/20210709-01.pdf](https://japan-retail.or.jp/kouri/wp-content/themes/bones_theme_kouri/pdf/20210709-01.pdf))
- (12) 農研機構ウェブサイト ([https://www.naro.go.jp/project/results/research\\_prize/files/prizespecial3\\_9.pdf](https://www.naro.go.jp/project/results/research_prize/files/prizespecial3_9.pdf))
- (13) 農林水産省資料「品種登録制度と育成者権」([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/act/etc/seido\\_pamph\\_R4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/act/etc/seido_pamph_R4.pdf))
- (14) 横浜植物防疫協会ウェブサイト ([https://jppq-yppa.com/information/1006/#:~:text=%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E7%A8%8E%E9%96%A2%E3%81%AF%E3%80%81%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%92%EF%BC%91.%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%81%AE%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82](https://jppq-yppa.com/information/1006/#:~:text=%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E7%A8%8E%E9%96%A2%E3%81%AF%E3%80%81%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%92%EF%BC%91.%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%81%AE%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)))
- (15) 農研機構種苗管理センターウェブサイト ([https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/hogotaisaku/jirei/hinomidoril\\_shingai.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/hogotaisaku/jirei/hinomidoril_shingai.html))
- (16) 財務省「令和 5 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」（令和 5 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細））
- (17) 農林水産省資料「品種登録制度をめぐる情勢」4 頁（令和 3 年 12 月 9 日）  
(<https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/syubyou/21/attach/pdf/index-22.pdf>)
- (18) 税関ウェブサイト輸入差止申立書記載例 (<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/C5840ikusei.pdf>)
- (19) 農研機構ウェブサイト ([https://www.naro.go.jp/project/results/research\\_prize/files/prizespecial3\\_9.pdf](https://www.naro.go.jp/project/results/research_prize/files/prizespecial3_9.pdf))
- (20) 新見恵理共著「SNP マーカーを用いた香酸カンキツの品種識別技術の確立」（園芸学研究）2022 年 21 巻 1 号 p. 111-122  
([https://www.jstage.jst.go.jp/article/hrj/21/1/21\\_111/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/hrj/21/1/21_111/_pdf/-char/ja))
- (21) 関税法基本通達 69 の 11-7 (2) 及び (3)
- (22) 最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 巻 6 号 2299 頁
- (23) 最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 巻 2 号 125 頁
- (24) 農林水産省輸出・国際局知的財産課「逐条解説 種苗法 改訂版」135 頁

(原稿受領 2024.6.11)